

田舎館村農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和4年9月12日(月) 午前8時58分から9時19分
- 2 開催場所 田舎館村役場3階「第1・2委員会室」
- 3 出席委員

農業委員(9名)

会長	10番	福士	真規
委員	1番	葛原	慶仁
	2番	菊地	卓朗
	3番	山本	久行
	4番	中山	静子
	6番	福原	義明
	7番	工藤	浩司
	8番	田澤	隆
	9番	白戸	陽平

農地利用最適化推進委員(5名)

担当区域1	工藤	秀範
担当区域2	岩間	孝治
担当区域3	鈴木	秀樹
担当区域4	白戸	卓郎
担当区域5	小山	清孝

- 4 欠席委員(2名)

5番	鈴木	穰
担当区域6	鈴木	哲也

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記指名

第3 議案第27号 農用地利用集積計画の決定について

報告第13号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第14号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出の受理について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 竹内 哲也

事務局次長 佐藤 勝彦

7 会議の概要

事務局 ただいまより、9月の定例総会を開催いたします。
まず、はじめに田舎館村農業委員会憲章の唱和を行います。

会長 一つ、農業委員会は（憲章唱和 以下略）

事務局 会長よりあいさつがあります。

会長 （会長あいさつ 以下略）

それでは、会議をはじめたいと思います。本日の出席委員数は、農業委員9名、推進委員5名です。田舎館村農業委員会規則第6条により会議が成立します。


議事録署名者の指名を行います。

7番の工藤浩司委員と1番の葛原慶仁委員を指名します。

書記には、事務局の竹内・佐藤の両名を任命します。

それでは、議案に入りますが、議案第27号に入る前に、農業委員会に関する法律第31条及び田舎館村農業委員会会議規則第10条により、「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とありますので、9番の白戸陽平委員は、審議終了までの退席をお願いします。

（9番 白戸陽平委員 退席9：05）



議案第27号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

田舎館村長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。

事務局より説明願います。

事務局 今月の案件は、所有権移転が4件です。

【議案第27号、所有権移転の整理番号21～24について説明】

3ページの所有権移転の整理番号21については、田舎館中学校から東側約690mに位置する農地であります。

これまで、所有者が自家用野菜を作付けしていましたが、今後、耕作する意思がないことから、隣接地を所有する譲受人に相談し、売買することになったものであります。

4ページの整理番号22については、和泉字上種本7-1が境森地区から北西約580mに位置し、和泉字早稲田の3筆が境森地区から西南西約450m、境森字佃30については境森地区の北側に隣接し、前田屋敷字南佃と福田の10筆については境森地区から南東約630mに位置する農地であります。

以前から譲渡人が後継者がいないことや持病があるなど、自らの耕作が困難であることから、譲受人が相談を受けていた農地であり、今回、再度、譲渡人からの要望があり、売買することになったものであります。


5ページの整理番号23については、高田地区の南東側に隣接する農地であります。

譲渡人が相続した農地ではありますが、県外に住んでいるため、耕作ができない状況であることから、隣接地を所有する譲受人へ相談し、売買することになったものであります。

整理番号24については、大袋地区中心部の西側に隣接する農地であります。

譲渡人が相続した農地ではありますが、自ら耕作する意思がないため、隣接地を所有する譲受人へ相談し、売買することになったものであります。

以上の経営内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。



以上で説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。
議案第27号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 無いようですので、議案第27号は議案のとおり決定することとします。

(9番 白戸陽平委員 着席9:09)

次に、報告第13号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理についてを議題といたします。

農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものであります。

事務局 報告第13号について説明いたします。

【報告第13号について説明】

会 長 只今の報告について、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 無いようですので、報告第13号を終わります。

次に、報告第14号、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出の受理について、農地法施行令第3条第1項の規定により、別紙のとおり届出を受理したので報告するものであります。

事務局より説明願います。

事務局 報告第14号について説明いたします。

【報告第14号について説明】

会 長 只今の報告について、質問等ありませんか。

委員 (ありませんの声)


会長 無いようですので、報告第14号を終わります。
以上で、今日の総会の議案は、全て終了しました。
ありがとうございました。

前記のとおり会議の次第を記録し、相違ないことを認証し署名押印する。

令和4年9月12日

田舎館村農業員会

会長

福 士 真規 

議事録署名者

委員

工藤 浩司 

委員

葛原 慶仁 